

介護保険負担限度額認定申請のご案内

1.はじめに

介護保険制度による要介護認定を受けている方で、施設・短期入所サービスを利用する場合、利用者負担分(1割～3割)以外に居住費(滞在費)・食費が発生します。

一定要件を満たす施設・短期入所サービス利用者について、町に必要書類を提出することで、「介護保険負担限度額認定証」が交付され居住費(滞在費)・食費に上限額が設定され、利用者は、上限額以上の支払が不要になります。

なお、上限額を超えた分については、町を通して各都道府県の国保連合会から該当サービス事業所に特定入所者介護(予防)サービス費として給付されます。

2.対象となる介護サービス

負担限度額認定の対象となる介護サービスは、下表のとおりです。

対象サービス	
①介護老人福祉施設	②地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
③短期入所生活介護	④介護老人保健施設
⑤介護医療院	⑥短期入所療養介護

3.負担限度額認定の要件

負担限度額認定を受けるためには、以下の要件を満たす必要があります。

要件1：世帯全員が住民税非課税又は生活保護受給者(※世帯が別の配偶者も含みます。)であること。

要件2：預貯金等が厚生労働大臣が定める基準以下であること。

利用者 負担段階	対象者	預貯金額	
		単身	夫婦
第1段階	生活保護受給者／世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給している方	1,000万円 以下	2,000万円 以下
第2段階	世帯全員が住民税非課税で年金収入額＋その他合計所得員額が80万9000円以下の方	650万円 以下	1,650万円 以下
第3段階①	世帯全員が住民税非課税で年金収入額＋その他合計所得員額が80万9000円超120万円以下の方	550万円 以下	1,550万円 以下
第3段階②	世帯全員が住民税非課税で年金収入額＋その他合計所得員額が120万円超の方	500万円 以下	1,500万円 以下

★留意事項

- ・第2号被保険者の預貯金額は、単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下となります。
- ・配偶者等が、鳩山町外にいる場合は、通常の提出書類と併せて、非課税証明書の提出が必要になります。
- ・年金収入には、遺族年金や障害年金等の非課税年金も含みます。
- ・その他合計所得金額とは、税法上の合計所得金額(給与所得を含まれている場合には、給与所得の金額から10万円を控除する)から「公的年金等に係る雑所得」及び「長期(短期)譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額のことを指します。
- ・令和7年8月より変更があります。詳しくは、最終ページをご確認ください。

4. 負担限度額(日額)

「3. 負担限度額認定の要件」を満たす方について、負担限度額認定証が交付されると1日あたりの居住費(滞在費)及び食費に上限額が設定されます。

(日額)

利用者 負担段階	居住費(滞在費)				食費	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室(※1)	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	880円	550円	550円 【380円】	0円	300円	300円
第2段階	880円	550円	550円 【480円】	430円	390円	600円
第3段階①	1,370円	1,370円	1,370円 【880円】	430円	650円	1,000円
第3段階②	1,370円	1,370円		430円	1,360円	1,300円
第4段階 (※2) 《基準費用額》	2,066円	1,728円	1,728円 【1,231円】	437円 (※3)	1,455円	1,455円

※1 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護は、【 】の金額となります。

※2 居住費・食費の利用者負担額は、利用者側と施設側の契約によりますが、国の基準費用額が定められているため、介護保険制度では、基準費用額と負担限度額の差額が介護給付費として支払われます。

※3 一部の介護老人保健施設及び介護医療院にある多床室については、令和7年8月より697円(+260円)となります。

5. 提出書類

負担限度額認定を受けるためには、申請書、預貯金等の写しなどの基本書類と併せて必要に応じて代理人の本人確認書類や戸籍謄本の提出が必要になります。

★申請で必要となる基本書類

(1) 介護保険負担限度額認定申請書(様式第30号)

被保険者氏名・生年月日・住所・入所施設等・預貯金等の情報を記入するものです。

(2) 同意書

負担限度額認定申請の審査に当たり、被保険者及び配偶者の収入を含めた課税情報、申告した預貯金等について、金融機関に残高照会をかけるケースがあるため、事前に被保険者及び配偶者の同意を得るためのものです。

※1 申請書及び同意書の記入に当たっては、記入例を参考にしてください。

※2 申請書及び同意書については、鳩山町ホームページに掲載されています。

※3 申請書、同意書ともに押印は不要です。

ホームページリンク

https://www.town.hatoyama.saitama.jp/kurashi/kenkou_fukushi_kaigo/nursing_insurance/kaigo_keigen.html

(3) 預貯金等の写し

負担限度額認定の要件である「預貯金等が厚生労働大臣が定める基準以下であること」を確認するために、下表に該当する預貯金等の書類を提出していただく必要があります。

また、預貯金等の確認範囲は、被保険者及びその配偶者となります。

預貯金の種類	提出が必要な書類
普通預金、定期預金等	通帳の写し、証書(金融機関、支店、口座番号、口座名義人、口座残高が確認できるものに限る。) ★ポイント <u>通帳の写しをとる際は、申請日から過去2か月分の明細が必要です。詳細については、【通帳の写しイメージ図】をご確認ください。</u> <u>また、イメージ図を確認しても写しをとる箇所が分からない場合は、役場窓口で確認することが可能です。</u>
インターネットバンク	口座名義、口座残高ページの写し。 ※コンビニのネットプリント等をご活用ください。
有価証券(株式、国債、地方債、社債等)	証券会社や銀行等の口座残高の写し(ウェブサイトの写し可)
金・銀(積立購入も含む)等、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し(ウェブサイトの写し可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
タンス預金	自己申告(申請書に金額のみ記入)のため、提出資料なし
負債(借入金、住宅ローン) ※負債がある場合は、預貯金額から差し引きます。	借用証書、借入残高が確認できるものの写し(住宅ローンであれば償還予定表等)

【通帳の写しイメージ図】

預金通帳

店番号 口座番号 ○○○○ 様

1 ページ目(通帳の表紙をめくった見開きページ)

記号 番号
00000 1234567
おなまえ
○○○○ 様

お届け印

株式会社○○銀行

ご利用の上限額 10,000,000円

【店名】○○○
【店番】○○○【預金種目】普通預金
【口座番号】0123456

2 ページ目(通帳2ページ以降の明細欄で、申請日から過去2か月分)

普通預金				
年月日	摘要	お支払金額(円)	お預かり金額(円)	差引残高
7-4-15	ネンキン		100,000	700,000
7-4-20	カード	20,000		680,000
7-5-10	カード	50,000		630,000
7-6-13	ネンキン		100,000	730,000

★該当する場合のみ提出が必要な書類

(1) 代理人の本人確認書類の写し《本人以外が申請書の記入及び提出を行う場合》

①親族等による申請

○顔写真あり(1点のみ)

例)運転免許証、マイナンバーカードなど

○顔写真なし(2点必要)

例)介護保険証、医療保険証など

②法定代理人(成年後見人等)による申請

登記事項証明書等及び法定代理人の本人確認書類

(2) 戸籍謄本の写し

被保険者と申請者が異なる場合、世帯状況等によっては関係性を確認するため、戸籍謄本の写しの提出を求めることがあります。

パターン①：被保険者と申請者が同じ場合⇒不要

パターン②：被保険者と申請者が異なるが、住所が同じ場合⇒(1)の代理人の本人確認書類の写し

パターン③：被保険者と申請者が異なり、住所も異なる場合⇒戸籍謄本の提出が必要です。

※令和6年3月1日から、本人またはその配偶者及び直系親族の方の戸籍(除籍)謄本、改製原戸籍謄本のみ、本籍地以外の市区町村でも取ることができるようになりました。

(3) 非課税証明書

負担限度額認定を受けるには、世帯全員が住民税非課税である必要がありますが、配偶者については、世帯別であっても住民税非課税である必要があります。

配偶者の住所地が鳩山町外にある場合は、住所地の市区町村で非課税証明書を取得し、提出していただきます。

6. 負担限度額認定の有効期間

負担限度額認定証の有効期間は、8月1日～翌年7月31日までとなります。

有効期間内に認定を受けた場合は、申請日の初日に遡って適用されます。

例)令和7年10月20日に申請⇒有効期間令和7年10月1日～令和8年7月31日までとなります。

また、金融機関照会の結果、基準額以上の預貯金があった場合などは、その事実が発覚した日の翌月初日から適用取消となります。

7. 介護保険制度の改正に伴う変更

令和6年支給の老齢福祉年金の満額が80万円から80.9万円(+9千円)に変更となったことから、令和7年8月より介護保険負担限度額認定の利用者負担段階のうち第2段階及び第3段階①が以下のとおりとなります。

	令和7年7月31日まで(変更前)	令和7年8月1日から(変更後)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入額＋その他合計所得金額が80万円以下	世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入額＋その他合計所得金額が80万9000円以下
第3段階①	世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入額＋その他合計所得金額が80万円超120万円以下	世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入額＋その他合計所得金額が80万9000円超120万円以下

8. 問合せ先

その他、介護保健負担限度額認定に関するご質問等は、下記担当までお問い合わせください。

住 所 〒350-0324

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸184-16

担 当 鳩山町役場長寿福祉課 介護保険担当

電話番号 049-296-1210(直通) 内線145番

E-MAIL h190@town.hatoyama.lg.jp